

奈良県告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

葛城市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・七七〇号新庄駅前通り線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成十五年八月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十五年八月奈良県告示第二百三十九号のとおり

2 使用の部分

なし